

改定草案	現行
<p>確定給付企業年金に関する数理実務基準</p> <p style="text-align: right;">制定 <u>2002</u>年 8月26日 全文改定 <u>2017</u>年12月20日 <u>改定</u> <u>2019</u>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <p>確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：平成28年6月3日法律第66号）</p> <p>確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：平成28年12月14日政令第375号）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：平成<u>30</u>年<u>6</u>月<u>22</u>日厚生労働省令第<u>77</u>号）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号）</p> <p>確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成<u>31</u>年<u>3</u>月<u>29</u>日年発<u>0329</u>第<u>2</u>号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：平成<u>31</u>年<u>3</u>月<u>29</u>日年企発<u>0329</u>第<u>3</u>号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・<u>個人年金</u>課長通知）</p> <p>確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>(略)</p>	<p>確定給付企業年金に関する数理実務基準</p> <p style="text-align: right;">制定 <u>平成14</u>年 8月26日 全文改定 <u>平成29</u>年12月20日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <p>確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：平成28年6月3日法律第66号）</p> <p>確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：平成28年12月14日政令第375号）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：平成<u>28</u>年<u>12</u>月<u>14</u>日厚生労働省令第175号）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号）</p> <p>確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成<u>28</u>年<u>12</u>月<u>14</u>日年発<u>1214</u>第<u>1</u>号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：平成<u>28</u>年<u>12</u>月<u>14</u>日年企発<u>1214</u>第<u>1</u>号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金 <u>国民年金基金</u>課長通知）</p> <p>確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>(略)</p>

改定草案	現行
<p>確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">制定 <u>2002</u>年 8月26日 全文改定 <u>2017</u>年12月20日 改定 <u>2018</u>年 2月21日 改定 <u>2018</u>年12月21日 改定 <u>2019</u>年 3月25日 <u>改定</u> <u>2019</u>年 <u>月</u> <u>日</u></p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>公益社団法人日本年金数理人会(以下「本会」という。)は、確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知(以下「確定給付企業年金法令等」という。)並びに、本ガイダンスに則って、合理的な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数理に基づいていると考える。</p> <p>本ガイダンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。</p> <p>本ガイダンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <p>確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号、最終改正:平成28年6月3日法律第66号)</p> <p>確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号、最終改正:平成28年12月14日政令第375号)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則(平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正:平成<u>30</u>年<u>6</u>月<u>22</u>日厚生労働省令第<u>77</u>号)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率(平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年12月14日厚生労働省告示第412号)</p> <p>確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正:平成<u>31</u>年<u>3</u>月<u>29</u>日年発<u>0329</u>第<u>2</u>号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第</p>	<p>確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">制定 <u>平成14</u>年 8月26日 全文改定 <u>平成29</u>年12月20日 改定 <u>平成30</u>年 2月21日 改定 <u>平成30</u>年12月21日 改定 <u>平成31</u>年 3月25日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>公益社団法人日本年金数理人会(以下「本会」という。)は、確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知(以下「確定給付企業年金法令等」という。)並びに、本ガイダンスに則って、合理的な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数理に基づいていると考える。</p> <p>本ガイダンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。</p> <p>本ガイダンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <p>確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号、最終改正:平成28年6月3日法律第66号)</p> <p>確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号、最終改正:平成28年12月14日政令第375号)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則(平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正:平成<u>28</u>年<u>12</u>月<u>14</u>日厚生労働省令第175号)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率(平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。)</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年12月14日厚生労働省告示第412号)</p> <p>確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正:平成<u>28</u>年<u>12</u>月<u>14</u>日年発<u>1214</u>第<u>1</u>号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第</p>

改定草案	現行
<p>0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：平成31年3月29日年企発0329第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・<u>個人年金</u>課長通知)</p> <p>確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>(略)</p>	<p>0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：平成28年12月14日年企発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金<u>国民年金基金</u>課長通知)</p> <p>確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)</p> <p>(略)</p>